

コンサルタント等契約 にかかる制度改革 (2020年4月適用)

2020年4月
(独) 国際協力機構
調達部

1

目次

1. 積算基準の改正
2. 消費税不課税取扱いの改正
3. 競争参加者へのお願い

2

積算基準の改正 (1)

1. コンサルタント等契約の積算基準改正の経緯について

- 平成30年度(2018年度)の財務省による「予算執行調査」において、「コンサルタントの人件費・間接経費の積算方法をゼロベースで見直すべき。」と指摘を受けた。
- 2019年度「JICAコンサルタント等契約に係る経費実態調査」を実施し、2019年10月に報告書を得た。
- 今般、当該調査の結果に基づき、2020年度4月以降に公示するコンサルタント等契約を対象とした新たな積算基準を設定する。
- また、国土交通省から「令和2年度設計業務委託等技術者単価」が公表されたため、この単価を反映させる。

3

積算基準の改正（２）

２．経費実態調査の結果

上述の経費実態調査は、主にコンサルタント等契約の報酬、すなわち、直接人件費、その他原価及び一般管理費等を査定する目的で実施された。

調査結果を現行の積算基準と比較すると以下のとおり。

（１）直接人件費

現行：国土交通省設計業務委託等技術者単価（日額）× 20

結果：2019年度国交省設計業務委託等技術者単価の97%（平均）

新基準：国土交通省設計業務委託等技術者単価（日額）× 20

4

経費実態調査の結果、直接人件費については、実態としても2019年度の国土交通省「設計業務委託等技術者単価」と比較して、97%の水準にあることが確認できたことから、引き続き同「設計業務委託等技術者単価」に準拠することとした。

なお、国土交通省は、毎年、「設計業務委託等技術者単価」を算定するため大規模な調査を行っているが、その調査対象の建設コンサルティング企業とJICAコンサルタント等契約の受注者（実績）とは、契約金額ベースで50%程度重複していることが確認されている。

積算基準の改正（3）

2. 経費実態調査の結果（つづき）

（2）その他原価

現行：直接人件費×120%

結果：直接人件費×99.5%

新基準：直接人件費× α ／（1- α ）： $\alpha=50\%$

ちなみに、国土交通省の基準は、 $\alpha=35\%$

（3）一般管理費等

現行：（直接人件費+その他原価）×40%

結果：（直接人件費+その他原価）×53.5%

新基準：（直接人件費+その他原価）× β ／（1- β ）

： $\beta=35\%$

ちなみに、国土交通省の基準は、 $\beta=35\%$ ⁵

その他原価の調査は、個別契約ごとのアンケートによる詳細データに基づき算定されたもの。国土交通省の積算基準と比較を可能とする目的で、国土交通省と同じく α （割合）をもって積算基準とした。

国土交通省の $\alpha=35\%$ と比較して、JICA コンサルタント等契約は $\alpha=50\%$ と大きな数字となっているが、これは、以下の理由によるものではないかと報告書では分析されている。

①JICA コンサルタント等契約の対象業務は、内容が多岐にわたる点が特徴である。1 件の業務に複数の分野が内包されることから、受注者には、契約業務の履行に際し、補強技術者確保や契約変更業務、精算業務等、国内での契約業務と比較して追加的な契約管理業務が発生している。

②国外、特に途上国での業務となるため、先方関係機関との間で発生する付帯的な（間接的な）業務や国内では発生しない経費（査証代、予防接種、海外保険料等）がその他原価に内包される。

一般管理費は、JICA コンサルタント等契約の受注企業の財務諸表等を参考に算定したもの。

国土交通省の積算基準と比較を可能とする目的で、国土交通省と同じく β （割合）をもって積算基準とした。結果、国と同一の数値と算定されている。

より詳しくは、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」（2020 年 4 月）の「別添資料 1」を参照してください。

積算基準の改正（４）

2. 経費実態調査の結果（つづき）

（１）現行との比較

現行の報酬基準（直接人件費に対する乗数）と比較すると以下のとおり。

	現行乗数	新基準乗数	変動率
業務実施契約	3.0800	3.0769	99.9%
業務実施契約（単独型）	2.4500	2.4814	101.3%

注）業務実施契約（単独型）は、 $\alpha=38\%$ 、 $\beta=35\%$

6

現行の報酬額は、

【報酬】＝直接人件費＋その他原価＋一般管理費等
で算定されるが、これに現行積算基準を当てはめると、
【報酬】＝直接人件費×3.08となる。

同じ方法で、新積算基準（ $\alpha=50\%$ 、 $\beta=35\%$ ）を当てはめると、
【報酬】＝直接人件費×3.0769となり、現行水準とほぼ同一。

一方、業務実施契約単独型では、 $\alpha=38\%$ 、 $\beta=35\%$ と算定されており、
こちらは現行水準より約1%高くなる。

積算基準の改正（５）

3. 報酬積算基準に係る留意事項

（１）報酬月額の設定

これまで、直接人件費、その他原価、及び一般管理費等を個別に積算していたが、これらを合算し、「報酬単価（月額上限額）」を設定。

⇒現行の「QCBS方式」の運用に統合。

⇒具体的な2020年度の報酬単価（国土交通省技術者単価を反映したもの）は次ページのとおり。

（２）紛争影響国・地域の一般管理費等率の加算

紛争影響国・地域における一般管理費等率の加算については、5%の加算を行うこととし、 $\beta=40\%$ として設定する（現行と比較して約1%増）。

7

積算基準の改正（6）

3. 報酬積算基準に係る留意事項（つづき）

報酬単価（月額上限額）

格付	2019年度	2020年度
特号	4,238,000円	4,295,000円
1号	3,911,000円	3,988,000円
2号	3,314,000円	3,403,000円
3号	2,926,000円	2,997,000円
4号	2,408,000円	2,498,000円
5号	1,971,000円	2,012,000円
6号	1,626,000円	1,717,000円

8

「紛争影響国・地域」に対する加算については、「コンサルタント等契約における
経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）を参照してください。

積算基準の改正（7）

3. 報酬積算基準に係る留意事項（つづき）

（3）業務実施契約（単独型）のその他原価

現行の積算基準では、業務実施契約（単独型）のその他原価率のうち、現地業務に対する経費率はその現地業務期間によって異なっている（41～110%）。

現地業務2.0人月まで： 110%

現地業務2.0～12.0人月：

$$\{0.24 + 2.14 / (\text{現地人月} + 0.48)\} \times 100\%$$

現地業務12.0以上： 41%

この設定は、実態運用に照らして加重平均した場合、国内業務に適用されている75%と一致するように設定されている。

新基準での設定は $\alpha = 38\%$ であるため、契約の全体業務人月（現地業務人月＋国内業務人月）が大きくなるに従い、報酬単価が逡減し、かつ加重平均が $\alpha = 38\%$ となる基準を設定する。

具体的な報酬単価（例）は次ページのとおり。

9

現行の積算基準は、現地業務のみを対象として、現地業務人月の増加に伴い、「その他原価率」を低減させる算定式を設定しているが、今回の改正では、「現地業務人月」ではなく、契約全体の業務人月に基づき、 α の値を低減し、計算式を算定している。

なお、過去5年の全体業務人月の頻度に基づき過剰平均すると、 $\alpha = 38\%$ が確保されている。

ウェブサイト（業務実施契約（単独型）の公示ページ）を参照してください。

積算基準の改正（8）

3. 報酬積算基準に係る留意事項（つづき）

格付：3号の報酬算定式。

- (1) 全体業務量が2.0人月まで
2,775千円×【業務人月】
- (2) 全体業務量が3.0人月まで
716千円+2,417千円×【業務人月】
- (3) 全体業務量が4.0人月まで
1,544千円+2,141千円×【業務人月】
- (4) 全体業務量が5.0人月まで
2,220千円+1,972千円×【業務人月】
- (5) 全体業務量が6.0人月まで
2,945千円+1,827千円×【業務人月】
- (6) 全体業務量が9.0人月まで
3,689千円+1,703千円×【業務人月】
- (7) 全体業務量が9.0人月以上
4,355千円+1,629千円×【業務人月】

10

2号及び4号の基準については、ウェブサイト（業務実施契約（単独型）の公示ページ）を参照してください。

積算基準の改正（9）

4. 直接経費に係る改正

(1) 旅費（その他）

日当・宿泊料については、下表のとおり、1号と3号の基準額を増額する。各号格付の「標準経験年数」ではなく、各号業務従事者の実態を反映するもの。

日当・宿泊費基準額（上限）

格付	日当（1日）	宿泊料（1泊）
特号、1号	5,100円	15,500円
2号、3号	4,500円	13,500円
4号、5号	3,800円	11,600円
6号	3,200円	9,700円

また、内国旅費（例：東京駅－成田空港駅、5,260円）を廃止する。

11

日当・旅費の改正については、各号業務従事者の経験年数の実態に合わせたものです。具体的には、例えばこれまで3号は、標準経験年数13～18年を根拠に日当・宿泊料を設定していましたが、実態としては、3号格付の業務従事者の半数以上が経験年数18年以上の技術者であったため、この実態に基づき、基準を変更しています。

内国旅費については、JICA 外国旅費規程上の根拠が乏しくなった（日当との取り合い整理が困難となった）ことに伴うものです。

積算基準の改正（10）

4. 直接経費に係る改正（つづき）

(2) 一般業務費の区分変更

一般業務費の内訳を下表のとおり改正し、「事務所関連費」や「セミナー等実施関連費」を新設した。

現行区分	改正区分	内 容
特殊備人費	特殊備人費	業務に関連して必要となる現地技術者等の賃金等
車両関連費	車両関連費	車両の使用料（ドライバーの備人費及び燃料代等を含む。）
一般備人費	事務所関連費	事務所の地代・家賃及び事務所運営に必要な機器・設備等の賃貸借料等 事務所を運営するために必要な消耗品等の購入費 事務所の電気料金、ガス代、水道料金 事務員及び秘書の賃金
賃貸借料		
水道光熱費		
	セミナー等実施関連費	セミナー等（研修及び第三国研修等を含む。）開催の会場費等 セミナー等に必要な資料・教材等のコピー・製本費等 セミナー等の実施に必要な消耗品等購入費 セミナー等の講師・通訳等に係る諸謝金 セミナー等参加者等の旅費（日当・宿泊料）及び交通費

12

QCBSの導入に伴い、見積額への直接経費の定額計上を求めることが多くなりました。このとき、例えばセミナー開催に係る各種経費を定額計上するように指示する場合、賃料借料（セミナー会場費）、資料等作成費、特殊備人費（講師謝金等）、旅費・交通費（セミナー参加者分）等に分割して定額計上を求める必要がありました。

この混乱を合理化するため、「セミナー等実施関連費」に統合しています。

「事務所関連費」の新設も同様の理由です。

また、「通信・運搬費」や「消耗品費」については、個別に項目を設けるのではなく、「雑費」に統合しました。

積算基準の改正（11）

4. 直接経費に係る改正（つづき）

（2）一般業務費の区分変更

現行区分	改正区分	内 容
旅費・交通費	旅費・交通費	業務対象国及び業務対象国を拠点とし第三国での業務で発生する業務従事者の交通費
施設・機材 保守管理費	施設・設備等 関連費	業務実施に必要な施設（事務所を除く。）・設備等の賃貸借料及び保守管理費
資料等作成 費	資料等翻訳費	仏文・西文・現地語等の資料にかかる英文等への翻訳費
通信・運搬 費	雑費	図書・資料、資機材及び消耗品等（セミナー等実施関連費及び事務所関連費に区分されるものを除く。）の購入費 通信及び郵便・運搬に係る経費 他の科目に整理することが不適当なもの
消耗品費		
雑費		

「セミナー等実施関連費」及び「資料等翻訳費」については、原則として、競争において「定額計上」を求める予定。

13

積算基準の改正（12）

4. 直接経費に係る改正（つづき）

（3）機材費の区分追加

機材購入費に購入費と損料が含まれていましたが、損料については「機材損料」として独立した区分を新設しました。

特に調査業務等において、物品・機材を購入してしまうと、業務終了時にその取扱いに困ることがありますので、このような場合、積極的に損料やレンタル料として計上する提案を求めることが目的です。

14

消費税不課税取扱いの改正（1）

1. 消費税不課税化の課題

2018年5月に導入された「コンサルタント等契約の一部不課税化」については、技術協力プロジェクト等の業務において、現地業務及び現地で支出される経費を抽出して、「消費税不課税」としている。

この運用により、精算確定まで消費税額が確定、認識できない他、特に部分払の支払に際し、消費税発生時期や消費税分が過払いになっていないかについて、混乱が生じている。

また、会計検査院からも、一契約を一取引とみなす税法上の一般的な運用の観点から、疑義を呈されている。

このため、より一般的な税法上の取扱いに運用を摺合せることとし、消費税不課税の取扱いを簡素化する。なお、この運用の変更に伴い、契約約款の改正が必要となる。

15

消費税不課税取扱いの改正（２）

２．消費税不課税化の具体的運用改正

コンサルタント等契約（業務実施契約）を以下の２種類に分類する。

- ▶ 調査業務
- ▶ 事業実施・支援業務

「調査業務」については、これまで通り、**消費税課税取引**とする。

「事業実施・支援業務」については、主に技術協力プロジェクト等を対象としているが、これら業務は基本的に国外で役務が提供されているため、**国外取引、すなわち消費税の不課税取引**とする。

ただし、国内研修（又は招へい事業）については、国内での役務提供となるため、契約書を別建てとすることにより、当該契約のみ消費税課税取引とする。

16

「事業実施・支援業務」については、消費税法第４条（課税の対象）第３項第２号に基づき、「**役務の提供が行われた場所**」が国外であることをもって、**国外取引＝不課税取引**としています。

【消費税法第４条第３項第２号】

３ 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。（後略）

二 **役務の提供である場合**（次号に掲げる場合を除く。） **当該役務の提供が行われた場所**（当該役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

「調査業務」は、「**当該役務の提供が行われた場所が明らかでないもの**」の判断基準として規定されている「消費税法施行令第６条第２項第６号」に基づき、契約相手先の主たる事務所等が国内にあることをもって、課税取引としています。

【消費税法施行令第６条】

２ 法第四条第三項第二号に規定する政令で定める役務の提供は、次の各号に掲げる役務の提供とし、同項第二号に規定する政令で定める場所は、当該役務の提供の区分に応じ当該役務の提供が行われる際における当該各号に定める場所とする。

六 前各号に掲げる役務の提供以外のもので 国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

消費税不課税取扱いの改正（3）

3. 契約約款の改正

コンサルタント等契約（業務実施契約）の契約約款を以下の3種類とする。

- ▶ 調査業務用
- ▶ 事業実施・支援業務用
- ▶ 技術研修等支援業務用

主な改正内容は以下のとおり。

（1）契約の性格の明記

約款第1条（総則）において、「受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に定義する業務を契約書本体に規定する履行期間内に実施及び完了することを約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。」と役務提供契約である旨明確にする。

17

消費税不課税取扱いの改正（4）

3. 契約約款の改正（つづき）

（2）業務完了時期を業務完了届提出時期として規定

約款第13条（検査）において、「受注者は、履行期間末日までに、本業務を完了し、発注者に対して業務完了届に成果品を添付して提出しなければならない。」と規定し、成果品は業務完了届と共に引き渡されるものと定義した。

なお、「検査」は業務完了届の提出を受けて実施され、必ずしも履行期間内に実施されとの制限は外れている。

（3）改正民法（債権法）との平仄

約款第13条（検査）等の条項において、これまで「瑕疵」、「検査不合格」としてきた用語を「契約不適合」との用語に変更した。

18

消費税不課税取扱いの改正（5）

3. 契約約款の改正（つづき）

（4）契約金額内訳書詳細の排除（別提出）

附属書Ⅲ「契約金額内訳書」には、詳細内訳が添付されてきたが、この詳細内訳が消費税上の取扱い整理に合わせ、契約書への添付ではなく、契約締結後に別途提出を求めることとした（約款第14条（契約金額の精算））。

（5）業務従事者名簿の排除

附属書Ⅳ「業務従事者名簿」は、個人情報も記述されることから、契約書の附属書とはせず、契約交渉時及び契約履行期間中には必要に応じ適宜提出を求めることとした。

【業務実施契約（単独型）について】
業務実施契約（単独型）については、同じ考え方で、早急に取扱いを再整理する予定。

19

競争参加者へのお願い（1）

1. 積算基準の改正について

2020年4月1日以降の公示案件については、新しく提示している経理処理ガイドラインに基づき積算願います。経理処理ガイドラインは2種類公表しています。

- ▶ コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）（2020年4月）
- ▶ コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）

制度全般の問合せも受け付けますが、個別案件において、質問期間中に具体的な質問を出して頂けると、より適切な回答が可能です。

また、特記仕様書（案）で規定されていない物品・機材を調達する提案は可能な限り避けて頂き、損料やレンタル料での対応を検討いただくと幸いです。

20

競争参加者へのお願い（2）

2. 消費税不課税化の運用改正について

「調査業務」の契約については、消費税の課税取引、「事業実施・支援業務」の契約については不課税取引となります。企画競争説明書にも解説を付しますが、それぞれの取扱いにしたがって、見積書の積算を行ってください。

「事業実施・支援業務」の契約において本邦研修（招へい事業）支援業務が含まれる場合は、原則として、定額での見積りや別見積りとするよう、企画競争説明書で規定する予定です。

本邦研修（招へい事業）支援業務を含む「事業実施・支援業務」の契約においては、訪日日程の詳細が確定し「研修詳細計画書」を打合簿で確認した際に、監督職員から調達部に対して連絡が入る予定です。当該打合簿に基づき契約手続きを進める予定ですので、ご対応願います。

21